

水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施要領

令和4年5月17日
4水漁第248号
水産庁長官通知

(通則)

第1 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業交付等要綱（令和4年5月17日付け4水漁第247号事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるほか、この実施要領（以下「本要領」という。）に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第2 本事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 補助対象経費

本事業による補助の対象となる経費は、ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じている水産物を原材料としている水産加工業者が、水産加工品の供給を継続するために行う以下の左欄に掲げる取組に伴い必要となるそれぞれの右欄に掲げる経費とする。

取組	補助対象経費
ア 原材料の調達方法（調達水産物、調達先、調達経路）の変更	運送経費（トラックへの積み下ろし費や入出庫費等の運送に当たって附帯する経費を含む。）、製氷購入費
イ 新商品開発	原材料費、梱包用資材費、新商品販売用資材費、製品パッケージ作成費、専門家派遣（専門家による新商品開発指導）費
ウ 販売促進・広告宣伝	商談旅費、サンプル製品用原材料費、サンプル製品送料、広告宣伝費
エ 加工機器導入（事業実施者が使用している既存の加工機器では新たな原材料の加工ができない場合に限る。）	水産物加工機器の導入費用及び当該機器の設置費用

なお、補助の対象となる取組は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行うものであって、国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっていないものに限る。

(2) 補助対象者

本事業による補助の対象となる水産加工業者は、水産加工品（*1）の製造を行う事業者（大企業（*2）を除く。）であって、別記に掲げる水産物を従来使用しており、かつ、ウクライナ情勢により当

該水産物の調達に支障が生じている又は生じ得るおそれがあり、原材料調達円滑化計画（以下「円滑化計画」という。）について、第3の（2）に基づく認定を受けた者とする。

*1 「水産加工品」とは、水産動植物を主原材料（原材料割合で50%以上、ただし練り製品にあっては20%以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物を指すものとする。

*2 「大企業」とは、円滑化計画の提出時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円以上（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人を超える）企業をいう。

（3）補助率

本事業の補助率は、以下の左欄に掲げる分類ごとにそれぞれ右欄のとおりとし、1取組あたりの補助上限額は5,500万円とする。

補助対象者	補助率
個人又は法人（中堅企業等を除く。）	3分の2
中堅企業等（資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、10億円未満（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が300人を超え、2,000人以下）の個人又は法人をいう。）	2分の1

（円滑化計画の認定手続）

第3 本事業による補助の手続は、以下のとおりとする。

（1）円滑化計画の作成

本事業による補助を受けようとする水産加工業者（以下「申請者」という。）は、公益財団法人水産物供給安定機構（以下「機構」という。）が別に定める日までに、現在実施している、又は実施予定の第2の（1）に掲げる取組（1者で複数の取組を選択することが可能。）及び経費の内容を記載した円滑化計画について、別途機構の定めるところにより作成の上、機構に申請するものとする。

（2）円滑化計画の認定

ア 機構は、事業実施審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において、申請者から提出のあった円滑化計画について、以下の採択基準に基づき審査を行うものとする。

（ア）円滑化計画が、本事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、申請者が本事業に係る取組を確実に遂行する上で適切なものであること。

（イ）申請者が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（ウ）申請者が、本事業に係る取組の実施以降も、引き続き、水産加工品の供給に係る事業を継続する意思を表明していること。

イ 審査委員会が円滑化計画を適当と認めた場合には、機構は、別記様式第1号により水産庁長官

に円滑化計画及び審査委員会の審査結果を提出し、水産庁長官から別記様式第2号により同意を得た上で、申請者に対して円滑化計画を認定した旨を通知するものとする。

ウ (3) のアによる円滑化計画の変更等に係る承認を行う場合にあっては、前2項に準じるものとする。

エ 前項の場合において、水産庁長官は必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(3) 円滑化計画の変更等の承認

申請者は、(4)に掲げる軽微な変更を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別途機構の定めるところにより、変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 本事業の内容の変更をしようとするとき（助成金額の増減を伴う場合）

イ 本事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(4) 円滑化計画に係る軽微な変更

円滑化計画に係る軽微な変更は、以下のアからウに掲げるものとし、申請者においては、該当する変更事項が発生した場合には、速やかに機構に届け出るものとする。

ア 申請者に係る名称の変更をするとき

イ 申請者に係る住所の変更をするとき（助成経費に変更を及ぼさない範囲の変更に限る。）

ウ 申請者に係る代表者名の変更をするとき

(5) 実施状況の報告

申請者は、機構が別に定めるところにより、円滑化計画に係る令和4年9月30日までの取組状況及び実施を取りまとめ、機構に提出するものとする。機構は、これを取りまとめた上で、翌月の末日までに水産庁長官に報告するものとする。

(事業審査委員会運営費の補助対象経費)

第4 交付等要綱別表に定める事業審査委員会運営費としては、事業審査委員会の運営等に必要な以下の経費を定額で補助する。

(1) 事業審査委員会運営

委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、専門家派遣費、現地調査旅費、通信運搬費、消耗品費

(2) 事務局運営

賃金、通勤手当、通信運搬費、パソコンリース料その他事業の運営に当たって必要な経費

(助成要領の作成)

第5 機構は、第2に定める事業を実施するに当たり、申請者に対する助成金の交付手続等について、次

に掲げる事項を記載した助成要領を作成し、別記様式第3号により、水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 交付申請及び実績報告
- (2) 交付決定及び助成金の額の確定
- (3) 申請の取下げ
- (4) 円滑化計画の申請
- (5) 円滑化計画の(変更)認定等
- (6) 助成金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 円滑化計画に係る取組の進捗及び実績状況の報告
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

(機構の指導)

第6 機構は、本事業の円滑な運営を図るため、申請者に対して、指導を行うものとする。

(水産庁の指導)

第7 水産庁長官は、本事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて、機構に対して指導を行うものとする。水産庁長官から指摘を受けた場合にあっては、機構は速やかに適切な対応を行うものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、水産庁長官の定めるところによるものとする。

附則 この要領は、令和4年5月17日から施行する。

別記

1. 魚類

(1) さけ・ます類

(2) にしん

(3) ひらめ・かれい類

(4) たら類

(5) ほっけ

(6) めぬけ類

2. えび類

3. かに類

4. 貝類 (つぶがい、あかがい)

5. いか類

6. なまこ類

7. うに類

8. 魚卵

9. 海藻類

10. その他、ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じているとして、水産庁長官が特に必要と認めるもの

別紙様式第1号（第3関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

公益財団法人水産物安定供給推進機構
住所
代表者氏名

原材料調達円滑化計画に係る水産庁長官の同意について

別添の原材料調達円滑化計画について、事業審査委員会における審査の結果、適当と認められるので、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施要領第3の（2）の規定に基づき、水産庁長官の同意を求めます。

（添付資料）

- ・原材料調達円滑化計画（写し）
- ・同計画の審査結果を証する書類

別紙様式第2号（第3関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人水産物安定供給推進機構

理事長 ●●●● 殿

水 産 庁 長 官

原材料調達円滑化計画に係る水産庁長官の同意について

令和●年●月●日付け●●●●（番号）をもって、提出のあった原材料調達円滑化計画について、内容精査の結果、妥当と認められるので、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施要領第3の（2）の規定に基づき、同計画の承認について同意する。

別紙様式第3号（第5関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

公益財団法人水産物安定供給推進機構
住所
代表者氏名

水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施要領に係る助成要領の
承認申請について

水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業に係る助成要領を作成したので、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施要領第5の規定に基づき、承認を申請する。